

独立行政法人国立公文書館寄贈・寄託文書受入要綱

平成23年4月1日館長決定

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立公文書館利用等規則（平成23年規程第4号）の実施に当たり、法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。）又は個人から、文書の寄贈又は寄託を受け入れるための判断基準及び受入手続は、この要綱の定めるところによる。

(受入基準)

第2条 独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）は、法人等又は個人から寄贈又は寄託する旨の申出があった文書について、以下の基準のいずれかに該当すると認めるものを歴史公文書等として受け入れるものとする。

- 一 国の重要な意思決定にかかわった国務大臣等の理念や行動を跡付けることができる重要な情報が記録されたもの
- 二 館が現に保存する特定歴史公文書等に記録された情報を補完することができる重要な情報が記録されたもの
- 三 国の機関の統合、廃止又は民営化等によって歴史公文書等が継承されることがなく、散逸する恐れが極めて高いもの

(寄贈文書の受入手続)

第3条 館は、寄贈の申出があったときは、寄贈申出書（様式第1号）の提出を受けるものとする。

- 2 館は、歴史公文書等の寄贈を受け入れたときは、寄贈文書受領書（様式第2号）を発行するものとする。

(寄託文書の受入手続)

第4条 館は、寄託の申出があったときは、寄託申出書（様式第3号）の提出を受けるものとする。

- 2 館は、歴史公文書等の寄託を受け入れるときは、寄託しようとする者（以下「寄託者」という。）と寄託契約書（様式第4号）を取り交わし、文書を受け取った後、寄託者に預り書（様式第5号）を交付するものとする。

(寄託期間)

第5条 寄託期間は原則として5年とする。

2 前項に定める期間満了の30日前までに、いずれか一方による意思表示がないときは契約が自動的に更新されたものとみなす。

(寄託契約の変更又は解約)

第6条 寄託契約の変更又は解約を希望する場合は、当事者の一方が、相当期間前に申し出て協議するものとする。

2 館は、寄託契約の解約された日から原則として30日以内に、預り書と引き換えに、寄託文書を寄託者に返還するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

独立行政法人国立公文書館長 殿

〔 寄 贈 者 〕

住所

氏名

印

（法人の場合は名称及び代表者）

寄 贈 申 出 書

下記のとおり、独立行政法人国立公文書館に寄贈いたします。

記

1. 寄贈文書

〇〇〇〇関係文書〔資料群の名称を記載〕

点（別紙）

2. 特約事項

- （1）寄贈文書の利用に際しては、国立公文書館において、以下の情報について利用制限を行うこと（寄贈者本人が利用する場合を除く）。

〔利用制限内容及びその期間〕

※記述しきれない場合は別紙に記載のこと

- （2）寄贈する資料に含まれる著作物等の取扱いについて、以下の留保事項を除き、寄贈者に属する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、出版権（複製権者の承諾を得た文書に限る）及び著作隣接権を譲渡する。また、以下の利用制限事項を除き、著作者名を表示する又は表示しないこと及び利用に際してやむを得ない範囲での変更、切除その他の改変を行うことについてあらかじめ許諾する。

〔著作権等の譲渡を留保する内容及びその期間、並びに著作者名の表示を省略すること等の利用制限内容及びその期間（別添「国立公文書館における寄贈・寄託文書の利用と著作権等の関係について」参照）〕

※記述しきれない場合は別紙に記載のこと

(様式第1号別紙)

No.	寄贈を希望する文書の名称	数量(点)	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

様式第2号（第3条関係）

寄 贈 文 書 受 領 書

〔寄贈者氏名〕 殿

このたびは、〇〇〇〇関係文書（別紙）を国立公文書館に御寄贈いただき、ありがとうございました。

今後は、この貴重な文書を、公文書等の管理に関する法律の趣旨に則り、当館において永く保存し、活用させていただきます。

なお、当館では、寄贈者が当該寄贈文書について利用する場合には、寄贈申出書「2. 特約事項」（1）及び（2）に記載する利用制限は行わないこととしておりますので、御承知下さい。

平成 年 月 日

独立行政法人国立公文書館

館長

印

(様式第2号別紙)

No.	寄贈を受けた文書の名称	数量(点)	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

独立行政法人国立公文書館長 殿

〔 寄 託 者 〕

住所

氏名

印

（法人の場合は名称及び代表者）

寄 託 申 出 書

下記のとおり、独立行政法人国立公文書館に寄託いたします。

記

1. 寄託文書

〇〇〇〇関係文書〔資料群の名称を記載〕

点（別紙）

2. 特約事項

- （1）寄託文書の利用に際しては、国立公文書館において、以下の情報について利用制限を行うこと（寄託者本人が利用する場合を除く）。

〔利用制限内容及びその期間〕

※記述しきれない場合は別紙に記載のこと

- （2）寄託する資料に含まれる著作物等の取扱いについては、以下の利用制限事項を除き、寄託者に属する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）及び著作隣接権の利用、並びに著作者名を表示する又は表示しないこと及び利用に際してやむを得ない範囲での変更、切除その他の改変を行うことについてあらかじめ許諾する。

〔著作権等の譲渡を留保する内容及びその期間、並びに著作者名の表示を省略すること等の利用制限内容及びその期間（別添「国立公文書館における寄贈・寄託文書の利用と著作権等の関係について」参照）〕

※記述しきれない場合は別紙に記載のこと

(様式第3号別紙)

No.	寄託を希望する文書の名称	数量(点)	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

様式第4号（第4条関係）

〇〇〇〇関係文書〔資料群の名称を記載〕寄託契約書

独立行政法人国立公文書館（以下「甲」という。）は、〇〇〇〇関係文書の寄託に関し、
××（以下「乙」という。）との間において、次のとおり契約を締結する。

（寄託物）

第1条 甲は、乙から〇〇〇〇関係文書（別紙）の寄託を受け、これを保存する。

（寄託期間）

第2条 寄託期間は、この契約の成立の日から5年とする。

2 前項に定める期間満了の30日前までに、いずれか一方による意思表示がないときは、
契約を自動的に更新したものとみなす。

（寄託文書の一時返還）

第3条 乙は、寄託期間中に寄託文書の一時返還を希望する場合は、原則として返還を希
望する日の30日前までに、甲に申し出て協議するものとする。

（寄託文書の利用及び著作権等に関する許諾）

第4条 乙は、甲が寄託文書を公文書等の管理に関する法律の趣旨に則り、特定歴史公文
書等として利用することを承諾する。

2 前項の利用に当たり、乙は、寄託文書に含まれる著作物等の取扱いについて、別紙特
約事項（2）に記載する利用制限事項を除き、甲が、乙に属する全ての著作権（著作権
法第27条及び第28条に規定する権利を含む）及び著作隣接権の利用、並びに著作者名
を表示する又は表示しないこと及び利用に際してやむを得ない範囲での変更、切除その
他の改変を行うことについて予め許諾する。

3 乙は、寄託文書の修復について、甲に一任する。

（寄託文書の利用制限）

第5条 前条第1項の利用に当たり、甲は、別紙特約事項（1）及び（2）に記載する利
用制限を行う。

2 甲は、乙が当該寄託文書について利用請求をした場合には、前項の利用制限は行わな
い。

（損害賠償責任の免除）

第6条 甲は、寄託文書が天災地変その他不可抗力により損害を受けたときは、その責め
を負わないものとする。

（寄託契約の変更又は解約）

第7条 寄託契約を変更又は解約しようとする場合には、当事者の一方が、相当期間前に
申し出て協議するものとする。

2 甲は、寄託契約の解約された日から原則として30日以内に、預り書と引き換えに、寄
託文書を乙に返還する。

(寄託文書の受取及び返還場所)

第8条 寄託文書の受取及び返還の場所は、国立公文書館とする。

(協 議)

第9条 この契約に定めのない事項については、甲乙両者が協議して定める。

(管 轄)

第10条 本契約について訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

本契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

東京都千代田区北の丸公園三 - 二

受寄者 甲 独立行政法人国立公文書館
館長

寄託者 乙 (法人の場合は名称及び代表者)

(様式第4号別紙)

No.	寄託する文書の名称	数量(点)	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

特約事項

(1) 利用制限を行う情報(寄託者本人が利用する場合を除く)

[利用制限箇所、内容及びその期間]

(2) 著作物等の取扱いに係る利用制限事項(別添「国立公文書館における寄贈・寄託文書の利用と著作権等の関係について」参照)

[著作権等の利用制限内容及びその期間]

様式第5号（第4条関係）

寄託文書預り書

〔寄託者氏名〕 殿

このたびは、〇〇〇〇関係文書を国立公文書館に御寄託いただき、ありがとうございました。

今後は、この貴重な資料を、公文書等の管理に関する法律の趣旨に則り、当館において保存し、活用させていただきます。

平成 年 月 日

独立行政法人国立公文書館

館長

印